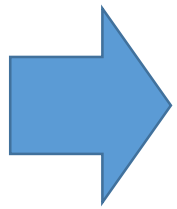


現行の外資規制の運用の考え方の 公表について(案) (放送法及び電波法)

情報通信分野における外資規制の
在り方に関する検討会事務局

2021年8月

- これまでの検討会における議論におけるご指摘：
- 外資規制の実効性を確保する、透明性を高めるためにはどうすればいいかという点を確認しながら考える必要。
 - 事業者にとっても分かりやすさや簡便な手続の整備を求める声がある場合は、そのような声に耳を傾けることも必要。
 - 違反状態が発生又は判明したときは、認定の取消しを行う前に一定の猶予期間を設け、その期間に違反状態を是正するよう促し、それでも違反状態が是正されないような場合に取り消すような仕組みを設けてはどうか。



外資規制の見直しの議論を進め、また、これと共に、今般の外資規制の見直しが実現するまでの間の現行の外資規制の運用の考え方について、透明性強化の見地から、公表を行う。

(第1回会合資料(資料1-3)から抜粋)

	(株)東北新社	(株)フジ・メディア・ホールディングス (FMHD)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年1月に4K放送の認定を受けた際、<u>外資比率※が20%以上</u>であり、<u>認定要件を満たしていなかった。</u> ● 2021年3月、東北新社が<u>総務省にこの事実を報告し、総務省は同社に対し、当該認定を取消し(番組は5月1日0時終了。)</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2012年9月末から2014年3月末まで、<u>外資比率※が20%以上</u>であったもの。 ● 2014年12月上旬、総務省がFMHDから<u>報告を受けた時点では、外資規制違反状況は解消されていた。</u> ● 同月上旬、総務省は、FMHDに対し、<u>口頭で嚴重に注意。</u>
認定の取扱いの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初の認定時(2017年1月)において<u>外資規制に抵触しており、本来であれば認定そのものを受けることができなかった。</u> ● このため、2017年1月の衛星基幹放送事業者としての<u>当初の認定は、重大な瑕疵があったとして、総務大臣の職権による取消しを行うことが適当と判断した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初の認定時(2008年9月)において外資規制に抵触しておらず、その<u>認定は適正なものであった。</u> ● また、昭和56年の「内閣法制局見解」も踏まえ、放送法の認定放送持株会社についても<u>認定の取消処分を行う時点で取消事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば、取消処分を行うことができないと判断した。</u>

※ 外資比率:放送法が定める外国人等の議決権比率のこと。

抵触事実の発生要因

抵触事実の発生

抵触していることを認知

抵触の状態が認められる場合

抵触の解消の外見があるものの、
経緯や対応の状況に鑑みて、
それが一時的なものと判断される場合
を含む。

取消し

※ 名宛て人に反論の機会を与え(聴聞等)、事実認定、意思決定を行う手続のため、原則4週間以内の期間を要する。

経緯や対応の状況に鑑みても、
抵触の状態ないと認められる場合

**取消し
せず**

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～六 （略）

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、（1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（2）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（二に該当する場合を除く。）

（1） イからハマまでに掲げる者

（2） （1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ～ル （略）

2～5 （略）

（認定の取消し等）

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号ホに該当することとなつた場合において、同号ホに該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

第八章 認定放送持株会社

(認定)

第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、総務大臣の認定を受けることができる。

一・二 (略)

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一～四 (略)

五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。

イ (1) 若しくは (2) に掲げる者が特定役員である株式会社又は (1) から (3) までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 外国政府又はその代表者
- (3) 外国の法人又は団体

ロ (1) に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により (2) に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社 (イに該当する場合を除く。)

- (1) イ (1) から (3) までに掲げる者
- (2) (1) に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ～ヌ (略)

3・4 (略)

(認定の取消し)

第百六十六条 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

- 一 第百五十九条第二項第五号イからヌまで (へを除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。
- 2 (略)

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

一～九 （略）

3 （略）

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。）及び移動受信用地上基幹放送（同条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条（第五号を除く。）の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が放送法第二条第三十一号の特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分之一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分之一以上を占めるもの（前号に該当する場合を除く。）

イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者

ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

（無線局の免許の取消し等）

第七十五条 総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を取り消さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第四項（第三号に該当する場合に限る。）の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、同項第三号に該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができる。